

令和 8 年 3 月 玉川村議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案の上程
- 日程第 4 村長の施政方針の開陳並びに提案理由の説明
- 日程第 5 請願の処理について（委員会付託）
- 日程第 6 議長発議（予算審査特別委員会の設置）
- 日程第 7 予算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 日程第 8 予算の審査について（委員会付託）

出席議員（１２名）

１番	小 針 善 誠 君	２番	堀 越 美 保 君
３番	佐久間 福 男 君	４番	円 谷 兼 一 君
５番	岩 谷 幸 雄 君	６番	大 羅 将 君
７番	須 藤 安 昭 君	８番	林 芳 子 君
９番	飯 島 三 郎 君	１０番	三 瓶 力 君
１１番	石 井 清 勝 君	１２番	小 針 竹千代 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 原 幸 春	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	塩 田 敦 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住 民 課 長	大 越 健 一 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	増 子 広 行 君	健康福祉課長	坂 本 敬 君
健 康 推 進 担 当 課 長	廣 瀬 亜 紀 子 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	小 針 達 夫 君
地域整備課長	小 針 武 彦 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君
教 育 課 長	塩 澤 春 美 君	学 校 等 整 備 対 策 室 長	須 田 潤 一 君
公 民 館 長	高 林 浅 輝 君		

◎開会の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和8年3月玉川村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小針竹千代君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1 番 小 針 善 誠 議員

2 番 堀 越 美 保 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小針竹千代君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの7日間に決定しました。

◎議案の上程

○議長（小針竹千代君） 日程第3、議案の上程を行います。

本定例会に提出された議案は、お手元にお配りしました議事日程表の裏面に記載のとおり、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 令和7年度玉川村一般会計補正予算（第6号）についてから議案第22号 令和8年度玉川村農業集落排水事業会計予算についてまでの20議案であります。

◎村長の施政方針の開陳並びに提案理由の説明

○議長（小針竹千代君） 日程第4、村長の施政方針の開陳並びに提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和8年3月玉川村議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和8年度一般会計予算案をはじめ、重要な議案を提出いたしました。

以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ちまして、全国各地で記録的な積雪をもたらした大雪による被害について申し上げます。

1月21日から25日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本に

かけて日本海側や内陸で大雪となりました。また、2月2日からは青森県や新潟県、北海道などで記録的な大雪に見舞われ、全国で38名の方が犠牲になるなど、人的被害が相次いで発生したほか、住家被害、除雪対応や雪捨場の確保、道路の通行止め、ライフラインの停止など、今なお住民生活にも大きな影響が生じております。

このたびの災害により、不幸にしてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様並びに関係者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興、そして被災された皆様の生活が一日も早く平穏を取り戻されることをお祈り申し上げます。

次に、国の経済状況等について申し上げます。

内閣府が公表した令和8年2月の月例経済報告によりますと、景気は米国の政策による影響が残るものの、緩やかに回復しており、先行きについては、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要があるが、雇用・所得環境の改善や各種施策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるとしております。

また、県内景気の先行きは、物価上昇の個人消費への影響、海外経済の動向が生産に及ぼす影響、雇用・所得の動向に加え、各国の通商政策の展開と、生産や企業収益への影響に注意していく必要があるとされております。

このような状況の中、県の令和8年度当初予算につきましては、令和8年度は第3期復興・創生期間の初年度であり、極めて重要な一年となるとともに、震災と原発事故から15年、そして、現在の福島県が誕生してから150年を迎える節目の年となりますので、喫緊の課題である地方創生、人口減少対策をはじめ、誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向け、復興再生、地方創生を一層推進するとともに、長引く物価高への対応や防災力の強化、デジタル変革などを推進する予算として編成されております。

本村におきましても、国や県の動向を引き続き注視しながら、変化の激しい社会経済情勢に対応すべく、村民の皆様のニーズをしっかりと受け止めるとともに、新たな総合計画で掲げる将来像「未来(あす)への挑戦！明るく元気なたまかわ」の実現に向け、魅力ある活力ある元気で豊かな村づくりを目指し、一つ一つの施策をさらに光り輝かせるよう、皆さんと新たな玉川村づくりへの思いを共有し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、去る1月27日に公示、2月8日に投開票が行われました第51回衆議院議員総選挙において、改選議席数465に対し、自民党は単独で3分の2を超える316議席、自民党と連立政権を組む日本維新の会が36議席と両党合わせ352議席と、4分の3を超える与党勢力となり

ました。今回の選挙で首相は連立に対する信を問う機会と位置づけ、国民の信任を得たとしております。今後は、こうした勢力構成がどのような議論と政策形成につながるのか、注視していく必要があります。

また、第221回特別国会における施政方針では、日本の国力強化に向けて、責任ある積極財政を本丸に据え、経済成長を実現させるため、官民協調で投資を促進するとしており、公約に掲げた2年限定の飲食料品消費税率ゼロについて、超党派で立ち上げる国民会議での検討を急ぎ、早期の与野党の合意形成に努める考えを示しております。新年度から実施予定の施策について、国民生活に影響を生じさせないように、令和8年度予算及び関連法案の年度内早期成立を目指すこととしております。

地方自治体におきましても、地域住民の皆様の生活を守り支えるという役割と責任の重みを改めて深く自覚するところであり、本村においては、特に少子高齢化の急激な進行や人口減少など、複雑かつ長期的な課題が山積しており、これらの課題の解決には、国による継続的かつ現場の実情に即した支援が不可欠でありますので、引き続き、国や県の動きを注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

続きまして、村政に関する当面の諸課題について所信の一端を申し上げ、皆様方にご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、人口減少対策に向けたにぎわい創出と、交流人口・関係人口の拡大についてであります。複合型水辺施設乙な駅たまかわにつきましては、令和6年9月のオープン以降、村内外から多くの方々にご来場いただき、去る2月14日には来場者数10万人を達成することができました。引き続き、常に進化することを念頭に、繰り返し訪れる人や興味を持つ人など、玉川村のファンづくりに向け、まさに、見る、食べる、体験できる、交流人口・関係人口拡大への拠点施設として展開してまいります。

また、たまかわ観光交流施設森の駅 y o d g e につきましては、これまでも地域の皆様のご理解とご協力を賜りながら、県内外より多くの方々にご利用いただいております。これまでのコンセプトを継承しつつ、単なる宿泊施設ではなく、乙な駅たまかわや、アーバンスポーツ施設、そしてサイクルヴィレッジたまかわ事業等と連携を図り、観光交流の拠点として、本村の交流人口及び関係人口の拡大を目指すため、地域の皆様と共に、多くの利活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふくしまデスティネーションキャンペーンにつきましては、いよいよ本番を迎え、本年4月1日から6月30日までの期間において、JRグループと福島県、地域が一体となっ

て開催される国内最大級の観光キャンペーンが展開されます。福島県政150周年と震災から15年の節目に、自然、温泉、食、伝統文化など福島県の魅力を全国に向け大々的に発信されていきます。

本村におきましても、この絶好の機会に多くの観光利用者にお越しいただけるよう、J R 水郡線を利用したサイクルロゲイニング事業や、各種イベント等、魅力ある事業を福島県及びJ R 水郡線沿線の市町村と連携を図りながら、展開してまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策につきましては、本村の最重要課題の一つと位置づけ、これまでも第6次玉川村振興計画の下、人口ビジョンを達成すべく村総合戦略に基づきにぎわい創出と交流の拡大に向け、人口減少対策として移住者・定住者を対象とした各種補助事業をはじめ、子育て支援の充実など、社会減対策、自然減対策の両面から、総合政策として様々な事業に取り組んでまいりました。

本年4月からは第7次玉川村総合計画が始動し、未来を動かす年と考えております。昨年度開設いたしましたたまかわくらしサポートセンターを中心に、すまい・しごと・くらしの支援等に係る情報収集、発信及び相談をワンストップで対応する窓口として、移住コーディネーター及び集落支援員が常駐しながらサポートを行っております。

さらに、令和8年度からは、たまかわくらしプロジェクトを強力に推進していくため、地域プロジェクトマネジャーを配置し、持続可能で活力ある村づくりを実現していくため、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主要プロジェクトの進捗状況等について申し上げます。

まず、阿武隈川上流遊水地群整備計画への取組についてであります。昨年、事業期間が5年間延長されましたが、事業用地の取得については、期間の延長にかかわらず速やかに進めていく方針が示されており、こうした中、第二遊水地における取得率は、昨年9月末と比較して3.9ポイント上昇するなど、地権者等のご協力・ご理解により着実に取得が進められております。

家屋の集団移転先となる代替地の整備については、小高字稲荷畷においては昨年11月から工事が開始され、竜崎字原作田の代替地においても、樹木の伐採など宅地造成に向けた準備が進められております。

多くの家屋移転を伴う阿武隈川上流遊水地の整備において、家屋の集団移転先となる代替地の整備は重要な事業であり、両代替地には、現在合わせて25軒の方が移転を希望しております。村といたしましては、移転者の生活再建の要となる場所であり、遊水地整備にとって

不可欠な基盤となる代替地の整備が円滑に進むよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

遊水地の整備には、下流自治体の協力が必要になることから、1月末に開催された国・県及び流域自治体に参加する流域治水に係る会議において、私自身が、立地地域の視点から課題の現状や認識を改めて説明するとともに、流域全体での負担の共有について協力をお願いいたしました。会議に出席した流域自治体の首長からは、感謝の言葉とともに、立地3町村の思いや課題を地元住民に届けていくといった力強い言葉もあり、村といたしましても、引き続き情報共有と連携の強化を図り、遊水地の課題解決に向けた具体的な方策の検討・実施に努めてまいります。

次に、学校等整備対策についてであります。令和7年1月の教育委員会からの意見書により、小学校の統合及び中学校の併設といった方針を基に4月から作業を進めておりましたが、統合小学校建設等基本構想を本年1月に策定しました。

構想策定の段階において、中学校の併設については自主財源の負担が大きいことが判明しましたので、今後は中学校を統合した義務教育学校の建設を視野に、早期に小学校2校の統合を目指し、基本設計の中でより具体的な内容を検討してまいります。今後、年度内には、基本設計に係るプロポーザルの募集公告及び現地の説明会を開催し、令和8年度から円滑に基本設計に着手できるよう努め、令和9年度には実施設計、令和10年度、11年度で建設工事を実施し、11年度中の完成を目指してまいります。

次に、令和8年度一般会計予算案の概要について申し上げます。

歳入につきましては、賃金及び所得の動向が村税収入に及ぼす影響を的確に見極めるとともに、地方交付税など一般財源の総額の確保に努めるとともに、国県支出金をはじめ各種基金の計画的な活用や地方債の適切な発行により、将来世代への負担にも配慮しつつ、必要な財源を計上したところであります。

歳出につきましては、令和8年度からスタートする第7次総合計画に基づき、各施策をさらに「シンカ」させることで、本村が将来に向けて確かな一歩を踏み出す、まさに未来を動かす年として位置づけ、現状の延長線上にとどまることなく、これまで積み重ねてきた取組を基盤としながら、村の進むべき方向を明確に示し、次代につながる変化を実行に移す決意の下、コスト意識を持ちつつ、持続可能な行財政運営を強く意識しながら、限られた財源の中にあっても事業の優先度を見極め、真に必要な施策へ重点的に配分する、いわゆる選択と集中の考え方にに基づき、村民の皆様にとって真に価値ある施策の実現を目指し、予算の編成

を行ったところであります。

この結果、一般会計予算の総額は、前年度と比較して3,400万円、0.7%の減となる46億3,400万円となります。

令和8年度は、第7次総合計画の初年度であり、極めて重要な一年となることから、地方創生すなわち人口減少対策を一層推進するとともに、長引く物価高への対応に加え、安全安心に向けた防災力の強化やデジタルの推進など、総合計画の5つの基本目標を中心に、重点的かつ優先的な予算配分を行いました。

以下、第7次玉川村総合計画に掲げた5つの基本目標の区分ごとに従いまして、令和8年度の主な施策についてご説明を申し上げます。

まず、1つ目の「皆で支えあう元気な村づくり」であります。

全ての住民が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、子育て世帯、高齢者、障害者などに対するきめ細やかな保健福祉サービスの提供に努めるとともに、さらなる高齢化により住民生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、住民相互の支え合いや助け合いの意識の高揚を図りながら、地域共生社会の実現と地域福祉の推進に努めてまいります。

保健・医療の充実につきましては、少子高齢化や人口減少が進行する現代社会において、村民の皆さんが安心して健やかに生活を送るために最も重要な課題の一つであると認識をしております。本村では令和8年度から、新たに住民総合健診において歯周病リスク検査を実施いたします。この検査により、口の中の健康状態を把握し、早期発見・治療が可能となります。また、各種検診や予防接種、健康相談等におきましても、引き続き村民の皆様が安全安心に生活を送れるよう、国や県、医療機関、関係団体と緊密に連携しながら、円滑かつ迅速に実施できる体制の整備に努めてまいります。

子育て支援につきましては、保健センター内に開設しているこども家庭センターにおいて、妊娠期から出産、子育てまでを一貫して支える伴走型相談支援を充実させ、孤独や不安を感じることなく子育てできるよう、きめ細やかなサポートを実施しております。

令和8年度においても、子育てアプリによるタイムリーな情報発信や不妊症、遠方出産等に係る総合支援、さらに、村が独自に実施しているたまかわっ子誕生祝金や、たまかわっ子子育て支援給付金の支給など経済的な支援を継続し、全ての子供たちが未来に希望を持って健やかに育ち、子育て世帯が安心して産み育てることができる環境づくりを推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、年々、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、地域で支え合う福祉の推進がますます重要となっております。高齢者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしい日常生活が持続できるよう、社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携し、高齢者の生活支援ニーズに対応した持続可能な生活支援体制の整備に努めてまいります。

現在、村内各地域において、住民自らが運営している健康サロンが16か所設置されており、高齢者が身近な場所で健康づくりや生きがいづくり、介護予防活動に取り組めるよう、活動に対する支援を継続して行ってまいります。

また、後期高齢者や虚弱な高齢者も気軽に集える小規模サロンの立ち上げを推進し、誰でも気軽に参加できるよう、さらなる事業の充実を図ってまいります。

生活支援体制整備事業協議体もちもたの会による、高齢者の日常生活を支える地域助け合い活動の取組については、もちもたサポート隊員によるごみ出しや掃除等の生活支援を行う有償ボランティアや、話し相手や安否確認など見守り支援を行う無償ボランティアなどを行っており、村内各地でボランティア活動の輪が徐々に広がりを見せております。

今後も、積極的に住民に周知し、地域住民がボランティア活動を通して、高齢者等をみんなで見守り支え合い、安全安心に暮らせる地域をつくるための各種活動を引き続き支援してまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある人を地域全体で支えるサービス提供体制や、障害者や障害児が地域において安心して生活できるよう、障害のある人が抱える課題を把握し、的確な支援につなぐため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児支援事業などの各種サービス提供体制の確保と環境整備、地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

また、本年８月からは、重度障害者医療費について、従来の医療機関受診後に、医療機関窓口において一部負担分を支払い、後日申請後に希望口座に一部負担分を返還する償還払い方式から、医療機関窓口での支払いをなくすいわゆる現物給付方式に変更し、受診者の利便性向上及び負担軽減を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、令和6年3月に策定した村健康増進計画、第3次元気なたまかわ健康21計画に基づき、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持向上の取組などにより、疾病の早期発見や早期治療に努め、健康状態の改善を推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、2つ目の「環境にやさしい安全・便利な村づくり」についてであります。

まず、生活社会インフラの整備につきましては、道路整備については、社会資本整備総合交付金事業において、令和7年度国補正予算により令和8年度要望の前倒し配分があり、それを活用して整備している村道南－50号線については、本年9月末の供用開始を、村道中－17号線については、令和9年3月末の供用開始を目標に進めてまいります。また、村道Ⅰ－3号線の舗装工事については、公共施設等適正管理推進事業債、村道Ⅱ－3号線の道路排水路工事については、緊急自然災害防止対策事業債をそれぞれ活用して整備し、生活道路の安全性・利便性の向上を図ってまいります。

なお、住民生活に重要な道路、河川等の管理については、定期的な維持管理と点検を実施するとともに、各地区からの修繕要望箇所については、地元区長等と連携し、迅速、適正な対応に努めてまいります。

次に、上水道事業の水道未普及地域解消事業につきましては、四辻新田地区の一部地域に加え、4月より河平地区の一部地域で給水が可能となりますので、今後は上水道の加入促進を図ってまいります。また、引き続き小半弓地区の管路布設工事を進め、未普及地域解消を図ってまいります。さらには、村内の老朽した水道管の更新を実施し、安心安全な水道水の供給に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、今年度は岩法寺地区、中地区、小高地区において約3,300メートルの管路布設工事を実施しております。昨年度からの繰越工事も竣工し、完了した地区に関しましては、順次供用開始の通知を送付し、宅地内接続を要請してまいります。また、次年度以降も計画区域内の管路布設工事の進捗を図り、接続可能エリアを拡大することで、農村環境における水質保全に取り組んでまいります。

次に、循環型社会の構築につきましては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、リサイクルなどの循環を前提とし、限りある資源の効率的な利用と天然資源の消費の抑制による環境への負荷を低減する社会を目指す必要があり、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品を再使用するリユース、廃棄物を再生利用するリサイクルという、いわゆる3Rへの取組が不可欠であります。

本村においても、関係法令等のもとより、第7次玉川村総合計画、玉川村一般廃棄物処理計画などに沿った環境施策の実施が必要であり、それら計画をベースに、資源・ごみ、暮らし、自然・生き物、エネルギー・温暖化対策、住民意識などの分野ごとの環境施策の体系化を図り、庁内関係課や関係機関との連携・協力により3R推進の取組を進めてまいります。

また、3R推進と併せ、ごみの適正処理・処分についても重要な環境施策であります。現在、家庭系ごみの排出方法はごみステーション収集を原則としており、住民が利用しやすいごみステーションの整備が必要でありますので、引き続き、関係者との協議を行いながら、適正なごみ処理処分について計画的に取り組んでまいります。

次に、空き家対策の取組につきましては、令和7年9月末時点では、村内において47件の空き家を確認しており、その後、交通や周辺環境に影響のある空き家に関し、所有者または管理者へ通知を送付し、取壊し等の措置を取っていただくよう指導した結果、管理者において昨年10月に1件の除却が行われました。

また、活用可能な空き家については、空き家・空き地バンクへの登録や、空き家対策総合支援事業の活用、さらには、たまかわくらしサポートセンター等と連携し、移住・定住対策へとつなげていく取組を実施しておりますが、相談はあるものの、残念ながら今年度の空き家活用への実績はありませんでした。今後も引き続き、空き家の有効的な活用をPRするとともに、安心安全の観点から実態の把握及び指導を実施してまいります。

次に、村民の皆様の暮らしを支える地域交通につきましては、本村には、空の玄関口である福島空港をはじめ、JR水郡線の2つの駅が所在し、さらには東北自動車道と磐越自動車道を結ぶ高規格道路、あぶくま高原道路が交差するなど、県中・県南地域の交通の要衝となっております。

本村は、交通ネットワークの非常に高いポテンシャルを有する一方で、地方自治体特有の、公共交通の維持や高齢者や免許返納者など交通弱者の生活の足の確保に関し、深刻な課題も抱えております。生活の足の確保については、現在、実証事業として実施している御用聞きサービス事業が、高齢者や障害をお持ちの方、運転免許を返納された方などの生活を支える安心生活サポート事業としてサービスを提供しており、本年2月末現在におきまして登録者数が120名を超え、月平均の利用者数も約110件と、利用者の皆様からは大変好評をいただいております。今後は、実証から制度化・恒久化へ移行していくため、利用者のニーズをさらに細分化し、より利便性の高い事業としての確立を目指してまいります。

また、人口減少や多様化するライフスタイルへ対応した、持続可能な公共交通ネットワークを構築するとともに、村民の皆様の移動の利便性向上に向けた、既存交通機関との円滑な接続の強化について調査研究してまいります。

また、福島空港につきましては、現在、国内線は大阪と北海道の2路線、国際線では台湾への定期チャーター便が運航されております。台湾便につきましては、1月で2年を迎える

ことができました。チャーター便の運航については、安定した搭乗率を維持していくことが将来的に定期路線化へつながることから、引き続き、県や関係機関と連携しながら、搭乗率の向上を図るとともに、村民の空港利用を後押しするために、空港利用の助成支援を実施しながら、空港全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災・消防体制につきましては、本村では、少子高齢化と人口減少の進行、勤務体系の変化により、火災発生時の消火活動や災害応急活動を行うためのマンパワーがますます不足することが懸念されております。しかし一方で、大規模地震や集中豪雨、山林火災など、全国的に自然災害が激甚化・頻発化しており、自治体に求められる防災対応力はこれまで以上に高まっております。

こうした中、本村の防災体制の中核を担うのは、まさに玉川村消防団であります。消防団は、火災対応のみならず、風水害等発生時の警戒活動、避難誘導、広報活動など、地域に密着した重要な役割を果たしております。このため、消防団員の確保に向けた取組を推進するとともに、現在、消防団の在り方等についても検討を進めているところであります。活動環境の改善や負担軽減、継続して活動できる体制づくりをはじめ、機能別消防団員制度の活用や女性消防団員等登用推進など、多様な人材が参加できる仕組みづくりについても検討を進めてまいります。

さらに、消防団員相互の迅速な情報共有と出動体制の強化を図るため、消防団活動を支援する消防アプリの導入を進めてまいります。これにより、災害発生時の連絡体制の効率化や団員の負担軽減を図り、限られた人員の中でも効果的に活動できる体制の構築を目指してまいります。

次に、3つ目の「暮らしを支える産業が伸びゆく村づくり」についてであります。

本村の主要産業である農業につきましては、現在、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業資材等の価格高騰などをはじめとする様々な課題が山積していることから、地域農業の将来像を見据えた支援を行ってまいります。

村では、農業が持続的に発展していくために、ドローンによる薬剤散布やデータの収集、農業機械の自動運転や省力化等、新たな技術導入をはじめとするＩｏＴやＡＩを活用したスマート農業を推進するとともに、担い手となる認定農業者や新規就農者に対し各種補助事業を活用しながらの支援はもとより、関係機関・団体と連携を図りながら、地域農業の担い手として積極的に育成をしてまいります。

また、少子高齢化・人口減少社会を見据え、複数の集落が連携して農用地の維持や生活支

援、地域コミュニティの維持に取り組む組織である農村型地域運営組織・農村RMOについても調査研究を進めるとともに、国・県などの農業政策の動向を注視しながら、農家の皆さんに寄り添った対応を行ってまいります。

米政策については、令和7年産米のJA夢みなみの米買取り概算金が、一等級コシヒカリで、追加払い分も含め1俵3万2,000円となり、農家にとっては明るい話題となりました。一方で、令和8年産米の価格の下落を危惧する声も聞かれることから、今後も情報収集をしっかりと行うとともに、国の米政策の動向を注視しながら的確な対応を行ってまいります。

本村の主要園芸作物であるキュウリ、トマト、ナス、インゲンをはじめ、果樹や花卉などの振興につきましては、村営農推進協議会を中心にJAや県農業普及所と連携した一体となった支援を行い、引き続き生産農家への技術支援を積極的に進めるとともに、品質の向上、生産量の増加、省力化による所得率の向上を図ってまいります。

畜産業につきましては、導入牛育成支援事業や、家畜防疫事業などの補助事業を実施しながら、畜産農家が持続的に安定した経営を行えるよう支援してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、玉川村商工会との緊密な連携の下、各種事業に取り組んでいくとともに、商工会活動の支援や農商工連携による6次化商品の開発とブランド化を推進し、地域商工業の振興・発展を図ってまいります。さらには、本村において創業を希望する方を支援するため、店舗・事業所等の整備に要する費用の一部を補助する創業支援事業や、実際の店舗を使用した運営を行い創業知識習得を行う創業マルシェ事業などを実施しながら、創業希望者を支援してまいります。

次に、観光の振興につきましては、森の駅yodogeや、乙な駅たまかわをはじめとする村内各観光施設・スポットの魅力を生かした事業を展開し、村外からの誘客を推進するとともに、村観光物産協会の組織力強化を支援し、情報発信と集客力の強化を図りながらにぎわい創出や交流人口の拡大に努めてまいります。

また、本年4月からふくしまDC本番を迎えますが、DC期間中におけるイベント・観光PR活動はもとより、DC期間終了後も引き続き村内の観光地などへ訪れていただけるよう、年間を通じたイベントの実施や新たな観光資源の発掘、既存資源のブラッシュアップ、さらには物産振興を推進しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

雇用・労働者対策につきましては、近年、村内の企業などにおいて人手不足・人材確保が課題となっておりますことから、今年度、石川管内の商工会、事業所、ハローワーク、福島県をはじめとする各関係機関・団体が広域的に連携し、1月に石川地方として初めて合同企

業説明会を開催し、多くの高校生の皆さんに各企業の魅力を発信いたしました。次年度は、合同企業説明会の開催を年2回に増やし、人材が地域企業に定着していけるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、4つ目の「未来を担う人財を育てる村づくり」についてであります。本村においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた、生きる力を持つ人材を育むため、学校・家庭・地域と連携し、多様な子供たちを誰一人取り残さない学校教育の充実に努めてまいります。

まず、確かな学力の育成では、認定こども園・小学校・中学校における保育・幼児教育及び学校教育の連携事業において、学力向上方策の研究や協議を行い、効果的な事業推進を図ります。

また、児童生徒へのきめ細やかな学習支援を推進するため、各校に学習指導員及び特別支援員を配置するとともに、玉川大学との包括連携協定に基づく学習支援事業や、中学3年生を対象とした事業者による放課後学習支援、中学1年生を対象とした天栄村にあるブリティッシュヒルズでの英語体験学習を継続実施いたします。さらに、石川支援学校たまかわ校や関係機関との連携を密にしながら、特別支援教育の充実に努めてまいります。

I C T教育においては、文部科学省が推進するG I G Aスクール構想の下、令和2年度に導入した学習用タブレットが更新期を迎えることから、1人1台端末を活用した子供たちの学びを継続していくため、国の補助事業を活用し、計画的な更新を行いながら、引き続き利活用の深化に向けた推進を図ってまいります。

次に、豊かな心の育成につきましては、地域住民や保護者等がボランティアとして学校教育を支援する学校支援地域本部事業の取組により、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、子供たちの豊かな人間性を涵養するとともに、地域住民が子供の成長を支える教育環境を醸成してまいります。

また、中学2年生を対象とする国内研修事業では、他地域との交流を通して、異なる文化間での相互理解と友好の絆を深め、広い視野と豊かな心を持った人材育成を図ります。

次に、健やかな体の育成につきましては、学校保健、学校給食、食育の充実ににより、現代的な健康課題等に対応し、子供たちの心身の健康の保持増進を図ります。学校給食費につきましては、国の新たな支援策により、令和8年4月から公立小学校に通う児童の給食費負担が一人当たり月5,200円軽減されることから、これを上回る部分の給食費については村が負担することとし、これまでの半額補助から全額無償化とし、保護者負担軽減のさらなる拡充

を図ってまいります。

なお、現時点で国が示している支援策は小学校が対象であることから、中学校及び認定こども園に対する給食費については、これまでどおりの半額補助を実施することとし、学校給食費全額補助について、引き続き国に対し要望を行ってまいります。

次に、部活動の地域移行につきましては、玉川村においては、令和11年度の完全移行に向け、地域団体との連携を図りながら準備を進めているところでありますが、地域団体による主体的な取組によりまして、既に幾つもの団体が積極的に活動を展開していることから、玉川村独自の魅力ある取組として地域全体の活性化にもつながっている現状にあります。

次に、生涯学習の推進につきましては、村民の皆様が学習機会を自由に選択できるよう、村民のニーズに合った多種多様な講座を開催しております。また、図書事業につきましては、大人の方のみならず親子で参加できる旬な体験イベントや、来館したくなるような装飾を企画するなど、季節に応じたイベントを開催し、利用者の増加を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、玉川村スポーツ協会の加盟団体に対し各種補助金の交付や、施設の貸出しを通して育成を行ってまいります。また、村民球技大会などの各種大会を開催し、スポーツの魅力発信と健康増進を図ってまいります。

次に、地域文化活動の推進につきましては、地域の伝統芸能や文化財の保存・継承、特色ある文化芸術活動や村文化団体連絡協議会及び各種団体への支援を通じ、地域活性化と住民の心の豊かさの向上を目指す取組に努めてまいります。

また、音楽や美術、舞踏、文学、生活、芸術など、加盟している各文化団体に、活動に対する支援を行い、文化祭や芸能祭の活性化に努めるとともに、映画上映会や隔年で開催している文化公演会等の娯楽事業を通じ、村民の皆様に楽しみや元気、生きがいを提供してまいります。

次に、5つ目の「多様性と協働の村づくり」についてであります。

集落支援員による地域コミュニティの取組につきましては、現在、急激な人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティの維持・活性化が重要な課題となっております。そのため、本村では令和6年度より集落支援員を配置し、地域の活性化や課題解決に向け、各行政区と連携を図りながら、様々な課題に対して密接に関与し、地域コミュニティのサポートを行ってまいりました。引き続き、地域の方々との対話を通じ、地域の課題を抽出し協働して取り組むよう、地域全体をコーディネートし、活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の推進につきましては、本村では、主要財政指標のうち財政力指数と実質公債費比率はほぼ横ばいとなっているものの、将来負担比率は今後も上昇が続いていくことが予想されます。本村の財政状況は厳しい状況にあると強く認識していることから、令和8年度には、県の市町村支援プログラムも活用し、仮称ではございますが財政改革集中アクションプランを策定することとしており、行財政改革大綱と密接に関係し連動することから、セットで見直しを行うこととし、現在の第7次玉川村行財政改革大綱を1年間延長、第8次玉川村行財政改革大綱を令和8年度中に策定してまいりたいと考えております。

引き続き、効率的、効果的な事業執行を推進するため、本村ではPDCA方式による事務事業の点検を行い、その結果を踏まえながら、財源の重点的、効果的な活用に向け、事業の必要性・優先度を十分に検証し、効果が薄い事業を廃止し、効果の高い事業のみを実施するなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、精度の高いコスト意識と柔軟・大胆な発想による事業の選択と集中を意識しながら、施策の優先順位の明確化、重点化を進め、将来の財政負担の軽減を図ってまいります。

また、定員管理の適正化や歳入の確保に関する取組等による持続可能な自治体経営の確立をはじめ、人事評価制度の活用や職員研修の推進等による人材の育成・確保、一部業務の民間委託や組織の見直し等による効果的・効率的な組織運営など、さらなる行政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

行財政改革を着実に、かつ円滑に、そして迅速に推進するため、総務課に行政経営係を新設し、行財政改革を確実に実現するための行財政計画等、各種計画の策定及び進行管理を行うこととしており、政策立案や施策実施を一層強力に推進するための官房機能強化にもつなげたいと考えております。

また、多様化する住民ニーズや複雑化する行政事務、複数課にまたがる事案等に的確、柔軟、迅速に対応するため、事業調整監を新設し、企画政策課長が兼務することとし、村長の特命事項について調整を図ることとしております。さらには、企画政策課所管の観光関連業務を産業振興課に移管し、観光関連業務の集約化を図り、効率性と効果を高めてまいりたいと考えております。

次に、広報広聴につきましては、村政に対する理解と信頼を深め、村民の皆様と行政が共に歩む村づくりを進めるため、引き続き充実強化に努めてまいります。

広報については、多くの方が必要とする情報を、広報たまかわや村公式ホームページにおいて、見やすく、分かりやすく掲載するとともに、公式LINEやInstagramなどのS

NSを活用し、迅速でタイムリーな情報発信に努めてまいります。

令和8年度も全職員を情報発信員に位置づけ、情報発信力を強化し、それぞれが担う役割を意識しながら各種施策に取り組み、職員一人一人が自信を持って、玉川村の魅力や施策を村内外にしっかりと伝えることができるよう、組織一体となり情報発信に努めてまいります。

また、村民参加型の事業として、Instagramを活用した#ハッシュタグもっとたまかわや、まち記者を通じて、村民の皆さん自らが発信者となり、日常の風景や魅力を共有していただくことで、村内外へのさらなる魅力発信につなげてまいりたいと考えております。

さらに、子供たちの視点を生かしたこども記者講座を実施し、時代を担う子供たちが村の魅力や出来事を自ら取材、発信する機会を設けることで、広報誌を作成する職業体験を通じ、社会性を身につけてもらうとともに、広報活動の充実と郷土愛の醸成を図ってまいります。

広聴につきましては、村民のニーズを的確に把握し、村民の視点に立った施策の展開を図ることが重要であることから、引き続き、毎月の村民相談の日を継続し、村政に対するご意見やご要望を広くお聴きし、村政運営に反映をしてまいります。

また、令和8年度は、2年に一度の村民懇談会の開催年になります。具体的な開催方法等については現在検討中ではありますが、村民懇談会を開催することで、村の現状や課題、施策を共有するとともに、双方向性の環境の中で直接、村民の皆様との対話を重ねることにより、開かれた村政の実現を目指してまいります。

これらの取組を通じまして、村民の皆様との協働による地域づくりを一層進め、信頼される村政運営を目指してまいります。

次に、情報化の推進につきましては、国主導によるマイナンバー関連施策の推進はもとより、自治体システムの標準化・共通化に取り組み、本村においてはおおむね移行作業が完了したところであります。

また、今年度より地域活性化企業人制度を活用し、デジタル人材によるDX推進に取り組んでおります。今後は、村内小中学校におけるデジタル技術の利活用促進に向けた取組や行政サービスのオンライン化など、生活の質を向上させ、より便利な生活を提供できるよう、様々な視点からDX推進を図ってまいります。

以上、新年度の主要な施策等について申し上げます。

それでは、今定例会に提出しておりますその他の議案についてご説明を申し上げます。

議案第10号 令和7年度玉川村一般会計補正予算（第7号）につきましては、人口減少及び地域経済の縮小という本村の重要課題に的確に対応するため、国の地域未来交付金を有効

に活用し、移住・定住促進事業及びサイクルロゲイニング事業、ふくしまデスティネーションキャンペーン事業を実施するため、新たに1,941万3,000円を計上したところであります。

その他、各種事業費確定に伴います所要の経費を計上し、これらによります一般会計補正予算の総額は7,355万円の減額となり、本年度予算の総額は52億1,030万9,000円となります。なお、地域未来交付金事業など11事業について、次年度へ繰り越し、継続して事業を実施するため、繰越明許費とするものであります。

また、特別会計の補正予算案3件及び当初予算案4件、企業会計の補正予算案2件及び当初予算案2件につきましては、それぞれの目的に応じた事業を実施するため、所要の額を計上いたしました。

議案第8号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてにつきましては、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となる村内9つの施設の令和8年4月1日以降におけます指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 第7次玉川村総合計画基本構想についてにつきましては、第7次玉川村総合計画基本構想は、本村の持続可能な発展を目指し、現状の課題を分析した上で、村の特性や住民ニーズに即した計画を立案し、地域社会の活性化を図ることを目的として、新たに総合計画を策定するものであります。

議案第4号 玉川村学校給食費条例の制定についてにつきましては、令和8年度から学校給食費の公会計化を実施することに伴いまして、学校給食の実施及び学校給食費の管理に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

条例に関するその他の議案といたしましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなど3件となっており、いずれも村政執行上重要な案件であります。

提案いたしました議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長の施政方針の開陳並びに提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第5、請願の処理についてを議題とします。

2月6日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎議長発議（予算審査特別委員会の設置）

○議長（小針竹千代君） 日程第6、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

令和7年度玉川村各種会計補正予算並びに令和8年度玉川村各種会計予算の決定に当たり、事業方針や事業内容の詳細について執行部から説明を受け、十分なる審査を行うため、予算審査特別委員会の設置の必要があると認められます。

お諮りします。

令和7年度玉川村各種会計補正予算に関する7議案及び令和8年度玉川村各種会計予算に関する7議案について、議長を含む全議員で構成する玉川村議会予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、予算に関する議案については、議長を含む全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

ただいま特別委員会委員が決定しましたが、委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会において委員長及び副委員長1名を互選することになっております。

ここで暫時休議いたします。

特別委員会を開きますので、議員の皆様は議員控室へ移動願います。

（午前10時55分）

○議長（小針竹千代君） 再開いたします。

（午前 10 時 58 分）

◎予算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○議長（小針竹千代君） 日程第 7、予算審査特別委員会正副委員長の互選結果について、その結果が届いております。

先ほど特別委員会が開催され、委員会条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、委員長、副委員長が互選されましたので、お配りしました名簿をもって報告とします。

◎予算の審査について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第 8、予算の審査について、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託し審査することとします。

付託する議案については、議案第 3 号 専決第 1 号 令和 7 年度玉川村一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 10 号 令和 7 年度玉川村一般会計補正予算（第 7 号）、議案第 11 号 令和 7 年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 12 号 令和 7 年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 13 号 令和 7 年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 14 号 令和 7 年度玉川村上水道事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 15 号 令和 7 年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）、以上、補正予算 7 議案と、議案第 16 号 令和 8 年度玉川村一般会計予算、議案第 17 号 令和 8 年度玉川村国民健康保険特別会計予算、議案第 18 号 令和 8 年度玉川村介護保険特別会計予算、議案第 19 号 令和 8 年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 20 号 令和 8 年度玉川村宅地造成事業特別会計予算、議案第 21 号 令和 8 年度玉川村上水道事業会計予算、議案第 22 号 令和 8 年度玉川村農業集落排水事業会計予算、以上、当初予算 7 議案とします。委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（小針竹千代君） 本定例会における休会についてお諮りします。

3月10日及び3月11日は委員会審査のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、3月10日及び3月11日は本会議を休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時02分）